

首都圏若者サポートネットワーク

若者おうえん基金

第8回助成 募集要項

先駆的实践粹

1. 目的

本公募の目的は、社会的養護の下に暮らす（暮らした）方をはじめ、親に頼ることができず、社会生活が困難な状況に置かれている若者が、社会的孤立や経済的困窮に陥ることなく自分らしく生きるための支援活動に従事する伴走者やそのための仕組みづくりを支援することである。

2. 対象

社会的養護の下に暮らす（暮らした）方をはじめ、親に頼ることができず、社会生活が困難な状況に置かれている若者への支援を、東京都、埼玉県、神奈川県内で行う「伴走者」。

※伴走者には里親も含まれます。

※制度外事業を優先することがあります。

※選考の結果減額される可能性があります。

※東京都、埼玉県、神奈川県に居住する当事者への支援を優先することがあります。

※以下のいずれにも該当しない団体であることを誓約いただきます。

- ・ 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
- ・ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・ 反社会的勢力と関係のある団体

3. 助成内容・助成期間・精算に関する留意事項

○助成内容

- ・ 既存の制度では支援や活動が難しい先駆的实践（上限300万円）
- ・ 採択された場合、複数年の継続申請も可能（継続支援は年度ごとの実績で審査）
- ・ 伴走支援の質向上のための研修やスーパーバイズの費用も計上可能
- ・ 想定する助成金使途の例

人件費、専門家謝金、飲食費、消耗品費、会場費、印刷製本費、通信運搬費、交通宿泊費、引っ越し費用、家賃（初期費用含む）、資格取得費用（学費等）、診察費、入院費、生活費、その他

- ・ これまでの助成実績はHP（下記URL／右記QR）からご確認ください。

首都圏若者サポートネットワーク「集まった寄付金の使われ方」

https://wakamono-support.net/donation/use/#status_01



○助成期間

助成期間（助成対象活動実施期間）は、2年間を超えないものとする。

※助成対象活動は採択日（採択通知の送付日）以降の日付から認められます。

○精算に関する留意事項

- ・ この助成金に充てられる経費は、原則、証憑（領収書・振込明細書・支払明細書・レシート等）が必要となります。
- ・ 本事業に関連する証憑や人件費の根拠書類は所要の帳簿を備え整理し、事業終了後3年間は保管してください。

- ・ 資金計画とは異なる経費精算については事前に当会の承認を要します。必ず事前にご相談ください。
- ・ 助成期間内の活動に要するものであれば、助成期間前または助成期間後に支払う経費も助成の対象となります。
- ・ 助成期間外の活動に要するものについては助成の対象外となります。

4. 募集期間

2025年9月1日(月)～ 2025年11月30日(日)

5. 選考基準

- ① 必要性
他の制度では対応することが難しく、看過できない困難さがあるか
- ② 信頼性
申請事業を実行できる団体・伴走者であるか、多様な組織と協働・連携しているか
- ③ 妥当性
目的や課題の設定、それに対する事業内容・資金計画に妥当性があるか、本助成事業の目的や対象に対する妥当性があるか
- ④ 伴走性(寄り添い)
当事者に時間をかけて寄り添いながら信頼関係を築いていく姿勢があるか、当事者の意志を尊重しながら自己実現の方法を一緒に探索していく姿勢があるか
- ⑤ 先駆性
先駆的な実践や仕組み作りを応援することに寄与する事業か

6. 助成金応募の手続き

○応募の流れ

- ① 首都圏若者サポートネットワークHP内(下記URL／右記QR)にあるエントリーフォームからメールアドレスを登録しエントリー。
首都圏若者サポートネットワーク「助成の公募について」
<https://wakamono-support.net/application/>
- ② 登録したアドレスに送られるメールから申請書類をダウンロードし必要事項をご入力ください。
- ③ 申請書と必要書類を添付してメールにて首都圏若者サポートネットワーク事務局宛に送付をお願いします。



【首都圏若者サポートネットワーク事務局】info [a] wakamono-support.net

※上記アドレスの[a]を@に変えて送信下さい。

※助成に際しては、誓約内容(後述)への誓約が必要となります。

※押印は不要です。

○申請に必要な書類

- ・ 申請書(書式1)
- ・ 支援事例報告書(書式2)
- ・ 支援計画書(書式3)
- ・ 資金計画書(書式4)
- ・ 事業報告書、決算報告書もしくはそれに準じる団体資料(PDF)
- ・ 【共同住宅型の支援を提供している団体向け】^{*1}
入居者向けに明文化されているルール・契約書等の書類(スマホや門限などに関するルール)
- ・ 【任意】申請事業や団体の活動内容の分かるチラシやリーフレット

*1) 自立援助ホームやシェアハウス等

7. 選考方法

【一次審査】書類選考(12月) 【二次審査】面接(1月を予定)

選考委員が伴走性、必要性、信頼性、妥当性、先駆性の評価基準で評価し、その点数を踏まえて、選考委員の合議の上、理事会で決定します。

8. 助成の決定

2026年2月上旬頃を予定。決定後、メールにてご連絡いたします。

9. お問い合わせ先

首都圏若者サポートネットワーク事務局

担当：池本、小田川、小山田

【メールアドレス】info [a] wakamono-support.net ※左記アドレスの [a] を @ に変えて送信下さい

10. 誓約内容、留意事項について

○誓約内容

若者おうえん基金助成活動を行うものは、次のことを誓約しなければならない。

1. 助成募集要項に定めるところに従うほか、善良なる管理者の注意をもって、この助成活動を遂行すること。
2. 第8回若者おうえん基金助成交付決定通知に係る交付決定の内容および、これに付された条件に従い助成対象活動を実施すること。
3. 第8回若者おうえん基金助成申請書および添付書類に、虚偽がないこと。
4. 申請した際の助成対象活動(支援計画・資金計画)に対し、変更の可能性が生じた場合、速やかに貴会に報告すること。
5. 申請者、団体名、住所等の連絡先、連絡担当者、申請活動等に変更が生じた場合には、直ちに貴会まで届け出ること。
6. 助成対象活動実施期間終了後に提出する、助成活動完了報告書に基づき、交付された助成金が過大であった場合には過大金額を返還すること。

7. 完了報告後助成金を活用し購入した物品を売却する場合は、速やかに貴会に報告すること。
8. 貴会からの事業に関する視察・監査・報告依頼（オンラインも含む）に協力すること。
9. 貴会が実施する助成対象活動への調査・研究活動については可能な限り協力すること。
10. 本基金の寄付者に対するイベントや報告等の活動に可能な限り協力すること。
11. その他、若者おうえん基金助成対象活動の実施に関し、貴会からの指示などについてはこれに従うこと。
12. 若者おうえん基金助成対象活動に関する経理は、他の経理と区分し、所要の帳簿を備え整理、事業終了後3年間は保管すること。
13. 事業終了後、1か月以内に活動報告書（報告フォームを含む）を提出すること。ただし、2027年3月31日までに事業が終了しない場合は速やかに中間報告を提出すること。

○留意事項

- ※この助成金に充てられる経費は、原則、証憑（領収書・振込明細書・支払明細書・レシート等）が必要となります。
- ※助成金の振込先口座名義が法人名義ではない場合、法人を証明する書類等の提出をお願いする場合があります。
- ※申請書類の作成等選考に要する費用、および本助成金事業の採択までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。
- ※審査の結果、助成金が採択されなかったことによる一切の損害については、当会が責任を負うものではありません。
- ※採択団体の決定後、採択団体の名称、助成事業の概要、助成金額を Web サイト等で広く一般に公表するものとします。但し、公表にあたっては、採択団体や支援対象者の正当な権利又は利益を損わないように配慮します。